

北自旅一第28号

北自自第22号

北技保第30号

平成25年4月18日

一部改正 平成25年9月30日

一部改正 平成26年4月28日

一部改正 平成28年11月30日

北海道運輸局各運輸支局長 殿

北海道運輸局長

一般貸切旅客自動車運送事業における営業区域の弾力的な運用について

一般貸切旅客自動車運送事業（以下「貸切バス事業」という。）における営業区域の設定については、「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可等に関する審査基準（平成11年12月27日付け北海道運輸局公示第31号）」（以下「審査基準」という。）に基づき処理しているところである。

しかし、北海道は貸切バス車両の配置が偏在しており、事業者が不在、若しくは面積当たりの車両数が全国平均より下回っていることにより、利用者の利便を損なうおそれがあると認められる市郡が多い。一方、クルーズ船の寄港や外国人観光客の増加による不定期で特殊な輸送需要や、頻発する鉄道の輸送障害による突発的な輸送需要の発生が見られることから、迅速で効率的に優良なバス輸送サービスを広域的かつ安定的に供給することが必要となっている。

ついでには、当面の措置として輸送の安全が確保されていると認められる事業者に関し、営業区域について下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきよう取り計らわれない。

なお、本件については、北海道知事、北海道教育委員会教育長、北海道経済連

合会会長、一般社団法人北海道商工会議所連合会会頭、北海道商工会連合会会長、一般社団法人日本旅行業協会北海道事務局長、一般社団法人全国旅行業協会北海道支部長、公益社団法人北海道観光振興機構会長、北海道旅客船協会会長、札幌エアラインズアソシエーション会長、一般社団法人北海道バス協会会長あて別添のとおり通知したことを申し添えるとともに、貴支局においても一般社団法人北海道バス協会または管内の地区協会に非加盟の管内貸切バス事業者に対し、周知されたい。

## 記

### 1. この通達により認められる営業区域の単位

北海道全域（以下「特例区域」という。）を単位とする。

### 2. 特例区域を営業区域とすることができる事業者

公益社団法人日本バス協会が実施している貸切バス事業者安全性評価認定制度（以下「評価認定制度」という。）の認定を受けている事業者（以下「特例事業者」という。）とする。

### 3. 特例区域を営業区域とすることができる期間

評価認定制度による認定を受けている期間とする。ただし、4. の中段「また、」以降に定める条件に該当することとなったとき、または、附則2. に基づく措置が講じられたときはこの限りではない。

### 4. 認可に付する条件

特例区域を営業区域とする事業計画変更認可には、3. による期間を条件として付する。

また、評価認定制度による認定の取消・失効（以下「認定の取消等」という。）があった場合には、審査基準の記1.（1）、（2）、（4）に定める基準に適合するよう、1ヶ月以内に事業計画を変更しなければならない旨の条件を合わせて付する。

## 5. 輸送の安全等に係る監査

特例事業者が、輸送の安全、利用者の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められるときは、「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について（平成28年11月22日付け北海道運輸局公示第50号）」に基づき、適宜監査を実施する。

## 6. 認定の取消し等があった場合に既に締結している運送契約の取扱い

認定の取消等があった日よりも前に運送契約を締結し、当該運送する日が認定の取消等があった日から2ヶ月以内であることが運送契約書等により明かな運送であって、認定の取消等にともなう営業区域の事業計画変更により、発地及び着地のいずれもが変更後の営業区域外に存することとなるときには、運送する期間、運送する旅客を限定して発地となる地域を営業区域として認める。

### 附 則

（施行期日）

1. この通達は、平成25年4月18日以降に申請するものから適用する。

（検討）

2. この通達については、施行後3年を経過した場合において、特例事業者の人身事故件数等輸送の安全への影響、利用者利便の向上及び市場環境の適正化等について、関係者に対する意見聴取を行うとともに関係する資料等を収集し、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### 附 則（平成25年9月30日付け北自旅一第292号、北自自第222号、北整保第225号）

この通達は、平成25年10月1日以降に申請するものから適用する。

### 附 則（平成26年4月28日付け北自旅一第36号、北自自第34号、北技保第53号）

この通達は、平成26年4月28日以降に申請するものから適用する。

附 則（平成28年11月30日付け北自旅一第435号、北自自第302号、  
北技保第385号）

この通達は、平成28年12月1日から適用する。